

山梨県労働委員会年報

令和 6 年 版

山梨県労働委員会事務局

第 45 期 委 員

(任期：令和5年7月1日から令和7年6月30日まで)

○ 公 益 委 員



会長
堀内 寿人



会長代理
甲光 俊一



赤池 幸江



窪田 哲也



齋藤 雅代

○ 労 働 者 委 員



窪田 清



大石 正哉



大森 竜



杉原 孝一



宮下 竜三

○ 使 用 者 委 員



早川 幸夫



網倉 義久



浦田 勉



栗山 直樹



長坂 正彦

は じ め に

この年報は令和6年1月から12月までの1年間における当委員会の活動状況の概要等を収録したものです。

令和6年中に取り扱った事件は、不当労働行為救済申立事件が1件、労働争議の調整（あっせん）事件が1件、個別的労使紛争に係るあっせん事件が2件でした。

このうち、不当労働行為救済申立事件については、令和5年8月に申立てがあった案件であり、現在も係属しております。

また、個別的労使紛争に係るあっせん事件2件のうち、1件は前年からの繰越であり、労働争議の調整（あっせん）事件とともに新規申請の件数が各1件という状況でした。

この年における労働法制を巡る主な動きとしては、働き方改革関連法により導入された時間外労働の上限規制について適用が猶予されてきた建設業、自動車運転者の業務、医師の業務等にも4月からそれぞれの業務に応じた新たな上限規制のルールが適用されました。物流の2024年問題、などとマスメディアでも大きく取り上げられていたものです。このほかには同じく4月から、使用者が労働者に明示することとされている事項に、就業場所・業務の変更の範囲や有期労働契約更新の上限に関する事項、無期転換に関する事項が追加されました。

労働委員会の動きとしては、この年も、労働問題を抱える県民のニーズに応えることを目的として、住民の身近な場所で相談の機会を提供するために、委員による労働相談会を、6月と10月に開催しました。また、労働委員会制度などを周知するため、甲府駅前における街頭啓発や、県立図書館等でのパネル展、ヴァンフォーレ甲府ホームゲームにおけるオーロラビジョンへの掲示を行いました。

今後こうした取り組みを引き続き実施することにより、労働委員会の認知度向上及び制度活用の促進を図るとともに、働き方改革による労働条件の変化や雇用形態の多様化等を反映して、より複雑化する労働紛争について、公労使三者構成という特性を生かした専門的紛争解決機関として一層研鑽し、公正かつ迅速な解決に努めていきたいと考えております。

この年報が、労働委員会への理解を深めていただくことや、労使関係者をはじめ、労働問題に関心を寄せられている皆様の参考となり、よりよい労使関係の確立のための一助となれば幸いです。

令和7年3月

山梨県労働委員会事務局

目 次

雇用形態の概況と労働組合の組織状況	1
1 雇用形態の概況	1
2 労働組合の組織状況	2
第1章 労働委員会の概要	5
第1節 組 織 等	5
1 労働委員会	5
2 委 員	5
3 あっせん員候補者	6
4 事 務 局	7
第2節 運 営	7
1 労働委員会の職務権限	7
2 会議・研修	8
第2章 会議・研修	9
第1節 総 会	9
第2節 公益委員会議	13
第3節 連絡協議会、連絡会議及びその他の会議	14
第4節 研 修	19
第3章 労働組合の資格審査及び決定	23
第4章 労働協約の拡張適用の決議	24
第5章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定	24
1 事件の処理状況	24
2 事件の概要	26
第6章 不当労働行為救済申立事件の再審査	27

第7章	行政訴訟	27
第8章	公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求	27
第9章	地方公営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示	28
第10章	公益事業における争議行為予告通知の受理	29
第11章	争議行為発生届の受理	30
第12章	労働争議の調整	31
1	事件の処理状況	31
2	事件の概要	32
第13章	公共職業安定所に対する争議状態に関する通報	33
第14章	個別的労使紛争に係るあっせん	34
1	事件の処理状況	34
2	事件の概要	35
3	労働相談	37
第15章	労働委員会の活性化	39
[資 料]		
・ (資料1)	年別・労働組合資格審査状況	40
・ (資料2)	年別・不当労働行為救済申立事件申立状況	41
・ (資料3)	年別・不当労働行為救済申立事件終結状況	42
・ (資料4)	年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数	43
・ (資料5)	年別・調整事件申請状況	45
・ (資料6)	年別・調整事件終結状況	46
・ (資料7)	年別産業別・調整事件申請件数	47
・ (資料8)	年別・個別あっせん事件申請・終結状況	49
・ (資料9)	年別・労働相談取扱件数	50

雇用形態の概況と労働組合の組織状況

雇用形態の概況と労働組合の組織状況

1 雇用形態の概況

総務省統計局が四半期ごとにまとめている労働力調査詳細集計の「令和6年7～9月平均」によると、正規の労働者数（職員・従業員）は3,656万人、非正規の労働者数（職員・従業員）は2,116万人であり、全労働者数における非正規の労働者数の割合は36.7%となっている。

非正規労働者のうち、パート及びアルバイトの数は1,508万人、労働者派遣事業所の派遣社員は146万人、契約社員及び嘱託は377万人、その他84万人となっている。

雇用形態別雇用者数の推移

	実 数							(万人)		割 合 (%)	
	年次、四半期等	正規の 職員・ 従業員	非正規 の職 員・従 業員	パート ・アル バイト	パート	アルバ イト	労働者 派遣事 業所の 派遣社 員	契約社 員・嘱 託	その他	正規の 職員・ 従業員	非正規 の職員 ・従業 員
労働力調査特別調査	平成7年2月	3,779	1,001	825	563	262	-	176		79	21
	8年2月	3,800	1,043	870	594	276	-	173		79	22
	9年2月	3,812	1,152	945	638	307	-	207		77	23
	10年2月	3,794	1,173	986	657	329	-	187		76	24
	11年2月	3,688	1,225	1,024	686	338	-	201		75	25
	12年2月	3,630	1,273	1,078	719	359	33	161		74	26
	13年2月	3,640	1,360	1,152	769	382	45	163		73	27
	14年平均	3,489	1,451	1,053	718	336	43	230	125	71	29
	15年平均	3,444	1,504	1,089	748	342	50	236	129	70	30
	16年平均	3,410	1,564	1,096	763	333	85	255	128	69	31
労働力調査詳細集計	17年平均	3,375	1,634	1,120	780	340	106	279	129	67	33
	18年平均	3,415	1,678	1,126	793	333	128	284	141	67	33
	19年平均	3,449	1,735	1,166	824	342	133	299	137	67	33
	20年平均	3,410	1,765	1,155	824	331	140	322	148	66	34
	21年平均	3,395	1,727	1,156	817	339	108	323	140	66	34
	22年平均	3,374	1,763	1,196	853	344	96	333	138	66	34
	23年平均	3,355	1,812	1,229	875	355	96	360	127	65	35
	24年平均	3,345	1,816	1,243	890	353	91	355	128	65	35
	25年平均	3,302	1,910	1,323	930	392	116	390	82	63	37
	26年平均	3,288	1,967	1,350	946	404	119	412	87	63	37
	27年平均	3,317	1,986	1,370	965	405	127	406	84	63	37
	28年平均	3,373	2,025	1,404	989	415	133	407	81	62	38
	29年平均	3,434	2,040	1,416	999	417	134	411	78	63	37
	30年平均	3,492	2,126	1,494	1,039	455	137	415	81	62	38
	令和元年平均	3,515	2,173	1,523	1,052	472	142	420	87	62	38
	2年平均	3,556	2,100	1,479	1,030	449	139	396	86	63	37
	3年平均	3,587	2,075	1,463	1,024	439	141	390	82	63	37
	4年平均	3,588	2,101	1,474	1,021	453	149	395	83	63	37
	5年平均	3,606	2,124	1,489	1,030	459	156	394	85	63	37
	6年1～3月平均	3,599	2,137	1,500	1,038	462	152	393	92	63	37
4～6月	3,661	2,091	1,473	1,018	455	158	379	81	64	36	
7～9月	3,656	2,116	1,508	1,034	474	146	377	84	63	37	

出典：総務省「労働力調査」

※平成13年以前は「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査詳細集計」により作成。
 なお、「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから時系列比較には注意を要する。

2 労働組合の組織状況

令和6年6月30日現在の全国の労働組合数（※1）は45,819組合（前年46,704組合）、労働組合員数（※2）は9,912,349人（前年9,937,654人）、推定組織率は16.1%（前年16.3%）となっており、前年より組合数で85組合の減少、組合員数で25,305人の減少、推定組織率で0.2ポイントの減少となった。（厚生労働省調べ）

県内の労働組合数（※1）は293組合（前年294組合）、労働組合員数（※2）39,522人（前年40,145人）、推定組織率（※3）は10.5%（前年10.7%）となっており、前年と比較して組合数は1組合の減少、組合員数で623人の減少、推定組織率は0.2ポイントの減少となった。（※4）

産業別にみると、労働組合数では「製造業」が59組合（20.1%）で最も多く、次に「公務」が47組合（16.0%）、「学研究, 専門・技術サービス業・生活関連サービス業, 娯楽業・複合サービス事業・サービス業（他に分類されないもの）」が30組合（10.2%）の順になっている。

労働組合員数では「製造業」が9,763人（24.7%）で最も多く、次に「公務」が7,041人（17.8%）、「教育・学習支援業」が5,237人（13.3%）の順になっている。（県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課調べ）（※5）

※1 全国及び県内の労働組合数は、単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位扱組合をそれぞれ1組合として集計したもの

- ・単位組織組合：規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。
- ・単一組織組合：規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。
- ・単位扱組合：単一組織組合の最下部の組織（支部等）をいう。

※2 全国及び県内の労働組合員数は、単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位扱組合の組合員数と、単一組織組合の本部及び連合扱組合に直属する組合員数を集計したもの。単一組織組合には、下部組織に属していない本部の組合員が存在する。

※3 県内の推定組織率は、労働組合員数を推定雇用者数で除した数値であり、次の方法により算出したものである。

- ・令和3年経済センサス基礎調査による県内の雇用者数＝366,260人……………①
- ・雇用者伸び率＝令和6年6月の全国の雇用者数÷令和3年6月の全国の雇用者数
＝61,390,000人 ÷ 59,800,000人 ……………②
- ・令和6年本県の推定雇用者数＝①×②＝375,999人……………③
- ・令和6年推定組織率＝（令和6年労働組合員数）÷③×100＝10.5%

※4 県内の「労働組合数」及び「労働組合員数」の過去からの推移については3ページを参照

※5 県内の産業別の「労働組合数」及び「労働組合員数」の内訳については4ページを参照

県内の労働組合数及び労働組合員数の推移

指数:平成12年=100

区分 年次	組 合 数		組 合 員 数		推定 組織率	対 前 年 増 減	
	組合数	指数	組合員数	指数		組合数	組合員数
昭和35年	359	80.1	38,055	64.1	-	-	-
40年	365	81.5	48,728	82.1	-	-	-
45年	421	94.0	52,406	88.3	-	-	-
50年	494	110.3	55,333	93.2	-	-	-
55年	525	117.2	57,209	96.4	-	-	-
60年	499	111.4	59,410	100.1	-	-	-
平成2年	495	110.5	60,852	102.5	-	-	-
3年	497	110.9	61,343	103.3	-	2	491
4年	496	110.7	62,004	104.5	-	△	1 661
5年	497	110.9	62,508	105.3	-	1	504
6年	487	108.7	61,344	103.3	-	△	10 △ 1,164
7年	485	108.3	62,096	104.6	-	△	2 752
8年	481	107.4	62,082	104.6	-	△	4 △ 14
9年	479	106.9	61,958	104.4	-	△	2 △ 124
10年	464	103.6	60,647	102.2	-	△	15 △ 1,311
11年	458	102.2	59,136	99.6	-	△	6 △ 1,511
12年	448	100.0	59,362	100.0	-	△	10 226
13年	446	99.6	57,912	97.6	-	△	2 △ 1,450
14年	444	99.1	55,815	94.0	-	△	2 △ 2,097
15年	438	97.8	54,835	92.4	-	△	6 △ 980
16年	432	96.4	53,957	90.9	-	△	6 △ 878
17年	405	90.4	53,586	90.3	-	△	27 △ 371
18年	390	87.1	52,789	88.9	-	△	15 △ 797
19年	381	85.0	52,337	88.2	-	△	9 △ 452
20年	377	84.2	52,280	88.1	注(1) 15.5	△	4 △ 57
21年	369	82.4	51,456	86.7	14.6	△	8 △ 824
22年	361	80.6	50,840	85.6	14.4	△	8 △ 616
23年	356	79.5	50,210	84.6	注(2) 14.1	△	5 △ 630
24年	346	77.2	49,016	82.6	13.7	△	10 △ 1,194
25年	337	75.2	47,542	80.1	13.2	△	9 △ 1,474
26年	337	75.2	46,617	78.5	13.3	0	△ 925
27年	334	74.6	46,017	77.5	13.0	△	3 △ 600
28年	327	73.0	45,043	75.9	12.6	△	7 △ 974
29年	324	72.3	43,760	73.7	12.0	△	3 △ 1,283
30年	319	71.2	43,320	73.0	11.7	△	5 △ 440
令和元年	303	67.6	41,622	70.1	11.1	△	16 △ 1,698
2年	297	66.3	41,067	69.2	11.1	△	6 △ 555
3年	294	65.6	41,236	69.5	11.1	△	3 169
4年	296	66.1	41,266	69.5	11.0	2	30
5年	294	65.6	40,145	67.6	10.7	△	2 △ 1,121
6年	293	65.4	39,522	66.6	10.5	△	1 △ 623

出典:山梨県「労働組合基礎調査」

注(1) 推定組織率を推計する際に用いてきた「事業所・企業統計調査」が平成21年より「経済センサス・基礎調査」に統合されたため、平成20年は「事業所・企業統計調査」、平成21年以降は「経済センサス・基礎調査」を使用し、算出している。

なお、「事業所・企業統計調査」と「経済センサス・基礎調査」の調査結果は差異が生じているが、総務省では、調査手法が異なることから、調査結果の差異が全て増加・減少を示すものではないとしている。

注(2) 平成23年の推定組織率は、平成24年4月に総務省統計局から公表された「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」の平成23年6月分の推計値を用いて計算した値である。

雇用形態の概況と労働組合の組織状況

県内の産業別労働組合数及び労働組合員数の状況

組 合 数		令和6年6月30日現在	
産 業	組合数	構成比(%)	
製造業	59	20.1%	
公務	47	16.0%	
学術研究、専門・技術サービス業・生活関連サービス業・娯楽業・複合サービス事業・サービス業(他に分類されないもの)	30	10.2%	
運輸業、郵便業	29	9.9%	
卸売業、小売業	26	8.9%	
教育、学習支援業	25	8.5%	
医療、福祉	24	8.2%	
金融業、保険業・不動産業、物品賃貸業	19	6.5%	
建設業	12	4.1%	
情報通信業	7	2.4%	
電気・ガス・熱供給・水道業	6	2.0%	
宿泊業、飲食サービス業	4	1.4%	
農業・林業・漁業	3	1.0%	
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.3%	
分類不能の産業	1	0.3%	
合計	293	100.0%	

組 合 員 数			
産 業	組合員数	構成比(%)	
製造業	9,763	24.7%	
公務	7,041	17.8%	
教育、学習支援業	5,237	13.3%	
卸売業、小売業	3,437	8.7%	
金融業、保険業・不動産業、物品賃貸業	3,420	8.7%	
医療、福祉	3,012	7.6%	
学術研究、専門・技術サービス業・生活関連サービス業・娯楽業・複合サービス事業・サービス業(他に分類されないもの)	2,226	5.6%	
建設業	1,981	5.0%	
運輸業、郵便業	1,731	4.4%	
電気・ガス・熱供給・水道業	813	2.1%	
情報通信業	667	1.7%	
宿泊業、飲食サービス業	128	0.3%	
農業・林業・漁業	38	0.1%	
鉱業、採石業、砂利採取業	22	0.1%	
分類不能の産業	6	0.1%	
合計	39,522	100.0%	

※ 構成比は、小数点以下第2位を端数処理しているため、合計は必ずしも100とはならない。

出典：山梨県「労働組合基礎調査」

第 1 章 労働委員会の概要

第1章 労働委員会の概要

第1節 組織等

1 労働委員会

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争解決を図るため、地方自治法及び労働組合法に基づいて県に設置された行政機関であり、労働委員会の委員は、公益を代表する者（公益委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び使用者を代表する者（使用者委員）各側5名の計15名で構成されている。

公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、知事が任命する。また、労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、知事が任命する。任期は2年であり、再任を妨げない。

2 委員

第45期委員は令和5年7月1日に任命され、任期は令和7年6月30日までである。

第45期山梨県労働委員会委員名簿

◎会長 ○会長代理

	氏 名	職業・役職	備考
公益委員	◎堀内 寿人	弁護士	再任
	○甲光 俊一	弁護士	新任
	赤池 幸江	特定社会保険労務士	再任
	窪田 哲也	公認会計士	再任
	齋藤 雅代	山梨学院大学教授	再任
労働者委員	窪田 清	連合山梨会長	再任
	大石 正哉	N T T 労働組合東京総支部山梨県域分会支部長	新任
	大森 竜	電機連合山梨地方協議会特別役員	新任
	杉原 孝一	T D K 労働組合甲府支部長	再任
	宮下 竜三	連合山梨事務局長	再任
使用者委員	早川 幸夫	山梨県経営者協会専務理事	新任
	網倉 義久	網倉義久司法書士事務所代表	新任
	浦田 勉	浦田勉税理士事務所代表	再任
	栗山 直樹	(株)栗山商店取締役会長	再任
	長坂 正彦	(株)ワイ・シー・シー代表取締役社長	再任

令和7年3月1日現在

3 あっせん員候補者

労働委員会は、労働争議の公正な調整を図るため、労働関係調整法第10条の定めにより「あっせん員候補者」を委嘱し、その候補者名簿を備え、関係当事者からの申請又は職権に基づいて労働委員会が労働争議のあっせんをしようとするときは、その名簿に記載されている者の中から会長が指名してあっせんに当たらせる。ただし、労働委員会の同意があればあっせん員候補者名簿に記載されていない者を臨時にあっせん員に委嘱することもできる。なお、あっせん員候補者は現委員のほか、事務局職員の中からも委嘱している。

あっせん員候補者名簿

氏 名	役 職	委嘱年月日
堀内 寿人	山梨県労働委員会公益委員	令1. 7. 1
甲光 俊一	山梨県労働委員会公益委員	令5. 7. 6
赤池 幸江	山梨県労働委員会公益委員	平29. 7. 3
窪田 哲也	山梨県労働委員会公益委員	令1. 7. 1
齋藤 雅代	山梨県労働委員会公益委員	平27. 7. 2
窪田 清	山梨県労働委員会労働者委員	平23. 7. 1
大石 正哉	山梨県労働委員会労働者委員	令5. 7. 6
大森 竜	山梨県労働委員会労働者委員	令5. 7. 6
杉原 孝一	山梨県労働委員会労働者委員	令1. 7. 1
宮下 竜三	山梨県労働委員会労働者委員	令1. 7. 1
早川 幸夫	山梨県労働委員会使用者委員	令5. 7. 6
網倉 義久	山梨県労働委員会使用者委員	令5. 7. 6
浦田 勉	山梨県労働委員会使用者委員	令3. 7. 1
栗山 直樹	山梨県労働委員会使用者委員	平29. 7. 3
長坂 正彦	山梨県労働委員会使用者委員	平29. 7. 3
津田 裕美	山梨県労働委員会事務局長	令6. 4. 17
丸山 正雄	山梨県労働委員会事務局次長	令4. 4. 20

令和7年3月1日現在

4 事務局

労働委員会に関する事務を行うために事務局を置き、知事が会長の同意を得てその組織を定め、職員を任命することとされている。

当委員会の事務局の組織は、平成16年4月から、総務担当と審査調整担当が統合され、総務審査担当となり、令和6年度における職員数は7名である。

[組織図（令和6年度）]

事務局長 ——— 次長 ——— 総務審査担当（5名）

第2節 運 営

1 労働委員会の職務権限

労働委員会の職務権限は労働組合法（労組法）、労働関係調整法（労調法）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）等に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査及び決定（労組法第5条第1項、第11条）
- (2) 労働協約の拡張適用の決議（労組法第18条）
- (3) 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定（労組法第27条）
- (4) 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求（労調法第42条）
- (5) 地方公営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示（地公労法第5条第2項）
- (6) 公益事業における争議行為予告通知の受理（労調法第37条）
- (7) 争議行為発生届の受理（労調法第9条）
- (8) 労働争議の調整（労組法第20条、労調法第12、18、30条）
- (9) 公共職業安定所に対する争議状態に関する通報（職業安定法第20条、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第24条）
- (10) 個別的労使紛争に係るあっせん（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第20条第1項、知事からの委任）

以上のうち、(1)(3)(4)(5)の権限は公益委員のみに属している。

2 会議・研修

労働委員会の運営は合議制の原則から全て会議を通じて行われる。中心となる会議は三者構成の委員全員によって開催される総会、公益委員のみで開催され、準司法的手続によって問題を処理する公益委員会議、各労働委員会相互間の連絡を密にして事務処理について必要な統一と調整を図るために開催される連絡協議会及び連絡会議がある。

また、委員及び事務局職員の専門的知識の習得及び業務処理能力の向上を図るため、定期的に研修を実施するとともに、外部の研修に委員及び事務局職員を派遣している。（なお、会議には実質的には研修と呼べる内容のものもあるが、第2章では名称により会議と研修を分類している。）

第 2 章 会議・研修

第2章 会議・研修

第1節 総会

総会は労働委員会規則の定めるところにより毎月定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時に開催される。総会では労働委員会規則第5条第1項に規定された事項を審議決定するほか、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会、総会の決議によって設置される小委員会及びあっせん員からの報告を受けている。

令和6年中は第1122回から第1133回まで12回開催された。内容については、以下のとおりである。

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1122	R6. 1. 24	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 第1121回定例総会議事録について 2 令和5年（不）第1号不当労働行為事件について 3 令和5年（調）第1号あっせん事件について 4 令和5年（個）第4号あっせん事件について 5 争議行為予告に係る労働争議の実情について 6 その他の報告事項等
1123	R6. 2. 28	堀内 甲光 赤池	窪田 大石 大森 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 令和6年度山梨県労働委員会活性化のための行動計画の策定について 2 「ワークルール検定2024・春」の後援名義の使用許可について 3 第1122回定例総会議事録について 4 令和5年（不）第1号不当労働行為事件について 5 令和5年（個）第4号あっせん事件について 6 争議行為予告に係る労働争議の実情について 7 その他の報告事項等

第2章

開催 回数	開催 年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1124	R6. 3. 27	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森 杉原	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 山梨県労働委員会が保有する行政文書の情報公開に関する事務取扱要綱の一部改正について 2 山梨県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する事務取扱要領の一部改正について 3 個別的労使紛争に係るあっせんに関する要領の一部改正について 4 個別労使紛争に係るあっせん事務処理要領の一部改正について 5 第 1123 回定例総会議事録について 6 令和 5 年（不）第 1 号不当労働行為事件について 7 争議行為予告に係る労働争議の実情について 8 令和 5 年度山梨県労働委員会活性化のための行動計画の実施状況について 9 その他の報告事項等
1125	R6. 4. 17	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 山梨県労働委員会が保有する行政文書の情報公開に関する事務取扱要綱の一部改正について 3 第 1124 回定例総会議事録について 4 令和 5 年（不）第 1 号不当労働行為事件について 5 令和 6 年（個）第 1 号あっせん事件について 6 争議行為予告に係る労働争議の実情について 7 その他の報告事項等

開催 回数	開催 年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1126	R6. 5. 15	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森 杉原 宮下	網倉 浦田 栗山 長坂	1 「令和6年度関東地区労使関係セミナー（第1回）」の協賛名義の使用許可について 2 第1125回定例総会議事録について 3 令和5年（不）第1号不当労働行為事件について 4 令和6年（個）第1号あっせん事件について 5 争議行為予告に係る労働争議の実情について 6 その他の報告事項等
1127	R6. 6. 26	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 第1126回定例総会議事録について 2 令和5年（不）第1号不当労働行為事件について 3 令和6年（個）第1号あっせん事件について 4 争議行為予告に係る労働争議の実情について 5 第152回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会等の概要報告について 6 全国労働委員会会長連絡会議及び事務局長連絡会議について 7 その他の報告事項等
1128	R6. 7. 24	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 「令和6年度関東地区労使関係セミナー（第2回）」に対する協賛名義の使用許可について 2 第1127回定例総会議事録について 3 令和5年（不）第1号不当労働行為事件について 4 令和6年（個）第1号あっせん事件について 5 争議行為予告に係る労働争議の実情について 6 その他の報告事項等

第2章

開催 回数	開催 年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1129	R6. 8. 28	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森	早川 網倉 栗山 長坂	1 第 1128 回定例総会議事録について 2 令和 5 年（不）第 1 号不当労働行為事件について 3 その他の報告事項等
1130	R6. 9. 25	堀内 甲光 赤池 窪田	窪田 大石 大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 「ワークルール検定 2024・秋」に対する後援名義の使用の許可について 2 第 1129 回定例総会議事録について 3 令和 5 年（不）第 1 号不当労働行為事件について 4 第 153 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会等の概要報告について 5 その他の報告事項等
1131	R6. 10. 23	堀内 甲光 赤池 窪田	窪田 大石 大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 第 1130 回定例総会議事録について 2 令和 5 年（不）第 1 号不当労働行為事件について 3 争議行為予告に係る労働争議の実情について 4 その他の報告事項等
1132	R6. 11. 27	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 第 1131 回定例総会議事録について 2 令和 5 年（不）第 1 号不当労働行為事件について 3 争議行為予告に係る労働争議の実情について 4 第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会の概要報告について 5 その他の報告事項等

開催 回数	開催 年月日	出席委員			付議事項
		公益	労働	使用	
1133	R6. 12.18	堀内 甲光 赤池 窪田 齋藤	窪田 大石 大森 杉原 宮下	早川 網倉 浦田 栗山 長坂	1 「令和6年度関東地区労使関係セミナー（第3回）」に対する協賛名義の使用の許可について 2 第1132回定例総会議事録について 3 令和5年（不）第1号不当労働行為事件について 4 令和6年（調）第1号あっせん事件について 5 争議行為予告に係る労働争議の実情について 6 その他の報告事項等

第2節 公益委員会議

公益委員会議は労働委員会が行う権限のうち準司法的機能、すなわち労働組合法第5条、第7条、第11条及び第27条並びに労働関係調整法第42条による処分、更に地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に規定する事項を審議決定する。

令和6年については、公益委員会議は開催されなかった。

第3節 連絡協議会、連絡会議及びその他の会議

労働委員会は労働者、使用者及び公益の各委員からなる「連絡協議会」、会長、公益委員及び事務局長をそれぞれ対象とした「連絡会議」並びに事務局の課長等を対象とした課長会議等を全国又はブロック単位で定期的で開催し、委員等相互の連絡を密にして事務処理について必要な統一と調整を図っている。

令和6年中の開催状況は、以下のとおりである。

1 連絡協議会

【全国会議】

第79回全国労働委員会連絡協議会総会（東京都）

開催年月日	R6. 11. 14 ～ R6. 11. 15
開催場所	東京都千代田区 一橋大学一橋講堂
出席委員	(公) 甲光、赤池、(労) 窪田、宮下、(使) 浦田、栗山
議 題	1 【講演】近年における労働裁判例の動向 2 退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について（北海道・東北ブロック公労使提案） 3 審査の迅速化に向けた取組について（中労委提案） 4 若年層に向けた労働委員会の取組の周知について（近畿ブロック公労使提案）

【ブロック会議】

(1) 第152回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（神奈川県）

開催年月日	R6. 5. 27 ～ R6. 5. 28
開催場所	神奈川県横浜市 ロイヤルホールヨコハマ
出席委員	(公) 甲光、窪田、(労) 大森、宮下、(使) 網倉、栗山
議 題	1 集団・個別あっせんや不当労働行為の審査において、労働者性が争点となる事件への対応について（新潟県提案） 2 【講演】不当労働行為をめぐる今日的課題（神奈川県提案）

(2) 第153回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（新潟県）

開催年月日	R6. 9. 12 ～ R6. 9. 13
開催場所	新潟県新潟市 ホテル日航新潟
出席委員	(公) 堀内、齋藤、(労) 大石、大森、(使) 早川、栗山
議 題	1 外国人を当事者とする不当労働行為事件等への対応について（栃木県提案） 2 【講演】就労観の多様化時代の労働条件について（新潟県提案）

2 連絡会議

【全国会議】

(1) 全国労働委員会会長連絡会議（岐阜県）

開催年月日	R6. 6. 14
開催場所	岐阜県岐阜市 ホテルグランヴェール岐山
出席委員	堀内
議 題	1 【講演】正職員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性—名古屋自動車学校（再雇用）事件・最一小判令5・7・20— 2 今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて（中労委提案）

(2) 全国労働委員会事務局長連絡会議（岐阜県）

開催年月日	R6. 6. 13
開催場所	岐阜県岐阜市 ホテルグランヴェール岐山
議 題	1 DXの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査やあっせん手続の取組について（岐阜県提案） 2 労働委員会と労働局との連携について（中労委提案）

第2章

（３）全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議（東京都）

開催年月日	R6. 11. 14
開催場所	東京都千代田区 一橋大学一橋講堂
出席委員	甲光、赤池
議 題	1 今後の労働基準関係法制等について 2 コンビニフランチャイズにおける加盟者の労組法上の労働者性について

【ブロック会議】

（１）関東ブロック労働委員会会長連絡会議（新潟県）

開催年月日	R6. 9. 13
開催場所	新潟県新潟市 ホテル日航新潟
出席委員	堀内
議 題	各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。また、その課題についてどのように対応しているのか。（どのような対応方針を考えているのか。）（新潟県提案）

（２）第91回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議（神奈川県）

開催年月日	R6. 5. 27
開催場所	神奈川県横浜市 ロイヤルホールヨコハマ
出席委員	甲光、窪田
議 題	請求する救済内容と命令書主文との関係（命令の上限）について（神奈川県提案）

(3) 第92回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議（新潟県）

開催年月日	R6. 9. 12
開催場所	新潟県新潟市 ホテル日航新潟
出席委員	堀内、齋藤
議 題	不当労働行為救済命令における文書掲示の内容について（新潟県提案）

3 その他の会議

【全国会議】

(1) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京都）

開催年月日	R6. 10. 29
開催場所	東京都港区 労働委員会会館
議 題	1 中間収入の控除について 2 併合事件について 3 中労委の民事訴訟のIT化への対応について

(2) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京都）

開催年月日	R6. 10. 28
開催場所	東京都港区 労働委員会会館
議 題	1 調整業務の運営について 2 事例報告（集团的労使紛争事件・個別労働紛争から各1件） 3 業務報告（労働争議調整事件の解決手法の蓄積及び継承の取組みの現状、課題）

【ブロック会議】

(1) 関東ブロック労委労協第46回総会（神奈川県）

開催年月日	R6. 2. 18 ～ R6. 2. 19
開催場所	神奈川県横浜市 ワークピア横浜
出席委員	窪田、杉原
議 題	1 報告事項 2 協議事項 3 各都県労委年間活動状況報告

(2) 関東ブロック労委労協幹事会（長野県）

開催年月日	R6. 12. 1 ～ R6. 12. 2
開催場所	長野県長野市 ホテル犀北館
出席委員	窪田
議 題	1 労委労協次年度方針と関東ブロック労委労協の次年度方針 2 次年度総会について 3 各都県労委の取り組みの情報交換

(3) 西関東ブロック労働委員会事務局実務担当者会議（新潟県）

開催年月日	R6. 7. 19
開催場所	新潟県新潟市 新潟県庁
議 題	1 労働委員へのパソコンの貸与状況について（長野県提案） 2 新人事務局員の研修について（山梨県提案） 3 不当労働行為救済申立事件に係る調査調書について（山梨県提案） 4 審問を経ない命令発出について（静岡県提案） 5 委員名簿及びあっせん員候補者名簿の掲載順について（静岡県提案） 6 関東地区労使関係セミナーへの対応について（新潟県提案） 7 あっせん手続において、労使間の利益相反が疑われる場合の対応について（新潟県提案）

第4節 研 修

事件の申請（申立て）があった場合に、委員及び事務局職員が、情報を共有化し、迅速かつ適切な事件処理が遂行できるよう研修を実施し、また、外部の研修を積極的に受講している。

令和6年中に実施又は受講した研修は、以下のとおりである。

(1) 事例研修

実施年月日	講師又は説明者	テーマ
R6. 1. 24	窪田哲也委員	【講演】公認会計士の仕事
R6. 4. 17	事務局職員	1 集団・個別あつせんや不当労働行為の審査において、労働者性が争点となる事件への対応について（関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 議題検討） 2 請求する救済内容と命令書主文との関係（命令の上限）について（関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 議題検討）
R6. 8. 28	事務局職員	1 外国人を当事者とする不当労働行為事件等への対応について（関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 議題検討） 2 不当労働行為救済命令における文書掲示の内容について（関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 議題検討） 3 各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。また、その課題についてどのように対応しているのか。（関東ブロック労働委員会会長連絡会議 議題検討）
R6. 10. 23	事務局職員	1 退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について（全国労働委員会連絡協議会総会議題検討） 2 審査の迅速化に向けた取組について（全国労働委員会連絡協議会総会 議題検討） 3 若年層に向けた労働委員会の取組の周知について（全国労働委員会連絡協議会総会議題検討）
R6. 12. 18	窪田清委員	【講演】働くことを軸とする安心社会に向けて

(2) 関係機関研修

実施年月日	講師又は説明者	テーマ
R6. 2. 28	山梨県精神保健福祉センター 志田 博和 氏	【講演】コミュニケーションに不安がある方への対応について
R6. 6. 26	山梨労働局監察監督官 宇治 誠 氏	【講演】時間外労働の上限規制等に関する労働基準法の改正について
R6. 6. 26	山梨労働局雇用環境・均等室長 福島 陽子 氏	【講演】職場におけるハラスメント防止措置について
R6. 11. 27	知事政策局政策企画グループ 篠原 岳夫 氏	【講演】山梨県の将来像について
R6. 11. 27	DX・情報政策推進統括官 和久田 英人 氏、保坂 卓哉 氏	【講演】マイナンバー制度について
R6. 11. 27	多様性社会・人材活躍推進局 労政人材育成課 川崎 健司 氏	【講演】労働者のリスクリングについて

(3) 外部研修

○委員対象の研修

実施年月日 研修場所	研修名	受講者	内 容
R6. 2. 18 神奈川県横浜 市(ワーク ピア横浜)	関東ブロック 労委労協研修 会	(労) 窪田 杉原	【講演】休職の実務対応
R6. 9. 5～6 東京都千代 田区(日本 教育会館) 東京都港区 (労働委員 会会館、AP 新橋)	公労使委員合 同研修	(公) 赤池 齋藤 (労) 大石 杉原 (使) 早川 網倉	(全体研修) 1 【講演】労働委員会について—歴史・ 現状・課題— 2 【講演】労働法の基礎 3 調整事例検討 4 模擬審問 (公益委員研修) 1 審査実務研修 2 和解実務研修 3 調整実務研修 (労働者委員研修) 1 【講演】不当労働行為救済制度につ いて 2 【講演】個別労働紛争の現状と解決制 度

			(使用者委員研修) 1【講演】労組法7条の概要と不当労働行為審査制度の概要 2【講演】2024問題運輸業界の対応 3【講演】ハラスメント問題について
R6. 10. 5 東京都港区 (連合東京)	関東ブロック 労委労協委員 研修会	(労) 大森	1【講演】フリーランス新法は就労者の福音となるかーフリーランスの労働法上の保護を考えるー 2【講演】事業場外みなし労働時間制をめぐる事件／職種限定合意下での配置転換をめぐる事件 (最高裁判決)
R6. 10. 11 東京都港区 (労働委員会 会館)	関東地区労使 関係セミナー	(公) 窪田 (コメンテーター)	1【講演】労働事件の重要・最新判例 2 パネルディスカッション 紛争解決事例の検討
R6. 12. 5～6 東京都港区 (女性就業 支援センタ ーホール)	公労使委員個 別紛争専門研 修	(公) 窪田 (労) 杉原 (使) 栗山	1【講演】裁判例の動向 2【講演】労働関係法令の改正等の動向 3 個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例発表 4 スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換

○事務局職員対象の研修

実施年月日 研修場所	研修名	内 容
R6. 1. 26 2. 16 3. 8 (Web開催)	労働法の初歩 研修 (中央労働委員会主催)	労働関係法の基礎的な内容についての講義を受講
R6. 6. 10～11 東京都港区 (労働委員会 会館)	労働委員会事務局職員中央 研修	1【講演】労働委員会制度について 2【講演】労働委員会事務局職員に期待すること (審査コース) 1【講義】不当労働行為の審査手続について 2【講義】命令書 (案) 起案のための作業手順 3【演習】団体交渉拒否
R6. 7. 9～11 東京都港区 (労働委員会 会館)	労働委員会事務局職員個別 紛争専門研修	1【演習】カウンセリング技法 2【講義】フリーランス・個人事業主の労働相談について 3【演習】受講者による都道府県労働委員会等のあっせん事例検討 4【講義】労働関係法令の改正等の動向

第2章

		5【講義】基本となる裁判例 6【講義】都道府県労働委員会等のあっせん事例検討
R6. 7. 31 東京都港区 (労働委員会会館)	関東地区労使 関係セミナー	1【講演】労働条件明示のルール 2 パネルディスカッション 紛争解決事例の検討
R6. 10. 11 東京都港区 (労働委員会会館)	関東地区労使 関係セミナー	1【講演】労働事件の重要・最新判例 2 パネルディスカッション 紛争解決事例の検討
R6. 11. 26 ～ 29 東京都北区 (西ヶ原研修合同庁舎)	労働委員会事務局職員専門研修	1【講義】不当労働行為審査手続の基礎と命令書 2【演習】不当労働行為事件審査 3【講義】実務経験からみた和解の留意点 4【演習】命令原案作成

- 第 3 章 労働組合の資格審査及び決定
- 第 4 章 労働協約の拡張適用の決議
- 第 5 章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定
- 第 6 章 不当労働行為救済申立事件の再審査
- 第 7 章 行政訴訟
- 第 8 章 公益事業における争議行為予告違反に
対する処罰請求
- 第 9 章 地方公営企業等の使用者の利益代表者の
範囲に係る認定及び告示

第3章 労働組合の資格審査及び決定

労働組合が、不当労働行為の救済を求める場合や労働委員会の労働者委員を推薦する場合、法人登記の手続きをする場合等には、労働組合法に規定する資格要件を満たしていなければならない。この申請のあった労働組合が資格要件を満たしているかどうかを審査することを「労働組合の資格審査」という。

令和6年中に取り扱った資格審査は1件で、内容は次のとおりである。

第1表 資格審査件数表

区分	係属 件数	補正 勧告	終結状況				翌年 繰越し
			適合	不適合	打切り	取下げ	
不当労働行為	1						1
法人登記							
委員推薦							
総会の決議							
計	1						1

第2表 資格審査取扱事件一覧表

事件 番号	労働組合名	申 請 年月日	申請理由	終 結 年月日	終結 結果
5-6	X1労働組合	R5.8.30	不当労働行為	係属中	

第4章 労働協約の拡張適用の決議

一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の申立てに基づき、労働委員会の決議により県知事は当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約の適用を受けるべきことの決定をすることができる。

令和6年中に取り扱った労働協約の拡張適用はなかった。

第5章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定

1 事件の処理状況

使用者が、

- ・組合活動をする労働者を不利益に取り扱うこと
- ・正当な理由がなく団体交渉を拒否すること
- ・組合運営を支配し、又は介入すること

等の労働組合法第7条で禁止する不当労働行為を行ったと組合等から申立てがあったときに、申立内容を審査し、命令（救済・棄却）又は決定（却下）を発する。

令和6年中に取り扱った不当労働行為救済申立事件は、第3表のとおり1件で、前年からの繰越しによるものである。

救済内容別では労働組合法第7条第1号・2号・3号の救済を求めたものであり、業種は建設業である。

なお、この事件については係属中であり、翌年への繰越しとなっている。

第3表 不当労働行為救済申立事件一覧表

番号	事件名	業種	申立人	被申立人	申立年月日	各 労組 の 法第 7条 当 条	請求する救済内容	審査委員	参与 委員	調査回数	審問回数	和解回数	審査 終了 年月日	審査 終了 後の 状況 及び	命令書等交付年月日	所要日数	証人等数
5-1	Y1	建設業	X1労働組合	Y1法人	5 ・ 8 ・ 22	1号 2号 3号	①原職復帰、バックペイ ②団体交渉誠実応諾 ③文書揭示	堀内・ 甲光	大森 浦田	5		4					

2 事件の概要

(1) 令和5年(不)第1号不当労働行為事件

ア 当事者

申立人 X1労働組合

被申立人 Y1法人

イ 申立年月日

令和5年8月22日

ウ 請求する救済内容(要旨)

- (ア) A組合員に対して行った解雇を取り消し、原職に復帰させるとともに、解雇通知から復帰に至るまでの間の賃金相当額を支払うこと。
- (イ) A組合員の解雇通知の取消し、有給休暇取得、賃金支払い、残業代支払いについて、誠意をもって団体交渉に応じること。
- (ウ) 不当労働行為と認定されたこと等を確認する文書を被申立人の社内に10日間掲示すること。

エ 申立ての概要

(ア) 不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)

A組合員は被申立人から整理解雇された後申立人組合に加入、申立人はA組合員の解雇撤回等を要求したところ、2回の団体交渉を経て被申立人が当該解雇を無効と認めいったんは解雇が撤回されたが、その後現場監督に対し敬称を用いなかったことなどの過去の行為を理由に改めて被申立人がA組合員を解雇した。これは第2回団体交渉後も申立人がA組合員の有給休暇、残業代、退職金について説明を求め団体交渉を要求したこと等を嫌ってなされたものであり、労組法7条1号の不利益取扱いに当たる。

(イ) 団交拒否(労働組合法第7条第2号)

申立人は、第2回団体交渉の合意事項の確認やA組合員の解雇等の処遇改善のため、被申立人に再三団体交渉の開催を要求したが、正当な理由なく交渉を拒否しており、このことは労組法7条2号の団体交渉拒否に当たる。

(ウ) 支配介入(労働組合法第7条第3号)

被申立人によるA組合員の解雇、団体交渉拒否は、A組合員を排除することで申立人が行う被申立人職場内で法令順守を求める労働組合活動の弱体化を狙ったものであり、労組法7条3号の支配介入に当たる。

オ 審査経過

令和5年11月29日～令和6年5月16日 第1回～第5回調査

令和6年 6月21日～11月22日 第1回～第4回和解

第6章 不当労働行為救済申立事件の再審査

不当労働行為救済申立事件における山梨県労働委員会の命令（救済・棄却）又は決定（却下）について不服のある当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てを行うことができる。

令和6年中に山梨県労働委員会に係る再審査事件として中央労働委員会が取り扱った事件はなかった。

第7章 行政訴訟

不当労働行為救済申立事件における山梨県労働委員会の命令（救済・棄却）又は決定（却下）について不服のある当事者は、地方裁判所に取消しの訴えを提起することができる。

令和6年中、山梨県労働委員会に係る行政訴訟事件として裁判所が取り扱った事件はなかった。

第8章 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求

公益事業を営む事業所において争議行為を行う場合には、その当事者は争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会と知事にその旨を通知しなければならず（第10章参照）、労働委員会がこれに違反すると疑われる事実があることを知ったときには、遅滞なく、審査を開始しなければならない。また、違反した場合には、労働委員会は検察官に公訴を提起するよう要求（処罰請求）することができる。

令和6年中に取り扱った争議行為予告違反に対する処罰請求はなかった。

第9章 地方公営企業等の使用者の利益代表者の 範囲に係る認定及び告示

地方公営企業又は特定地方独立行政法人に勤務する一般職の職員が結成又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲、いわゆる使用者の利益代表者の範囲を、当事者からの申出等に基づき公益委員会議で必要があると認める場合に、労働委員会はその範囲を認定して告示することとなっている。

令和6年中に取り扱った認定及び告示はなかった。

- 第10章 公益事業における争議行為予告通知の受理
- 第11章 争議行為発生届の受理
- 第12章 労働争議の調整
- 第13章 公共職業安定所に対する争議状態に関する
通報

第10章 公益事業における争議行為予告通知の受理

1 概要

公益事業において争議行為をしようとする場合には、当事者は10日前までに、労働委員会と知事にその旨を通知（争議行為予告通知）しなければならない。

争議行為が発生している状態又は発生する虞がある状態を労働争議といい、公益事業に係る労働争議が発生したときは、労働委員会は速やかにその実情を調査しなければならない。

2 処理状況

令和6年中に受理した争議行為予告通知は次表のとおり2件であり、それぞれ実情調査を行った。

令和6年争議行為予告通知者及び実情調査結果一覧表

通 知 者	組 合 員 数	交 渉 事 項	通 知 日	労 働 争 議 終 結 日	終 結 事 由	争 議 行 為
山梨民主医療機関 労働組合	1,100	賃上げ、夏季一時金等	R6. 2. 21	R6. 6. 26	解決	あり
山梨民主医療機関 労働組合	1,100	年末一時金等	R6. 10. 17	R6. 12. 5	解決	あり

第11章 争議行為発生届の受理

1 概要

争議行為が発生したときは、当事者は直ちに労働委員会又は知事にその旨を届け出なければならない。

なお、公益事業以外の事業において、労働委員会が争議行為発生届の受理を契機に当該事業に係る労働争議の発生を知り得たときには、労働委員会は必要に応じその実情を調査する。

2 処理状況

令和6年中に受理した争議行為発生届は次表のとおり2件であった。

なお、いずれも公益事業に係る争議であり、事前に争議行為予告通知が提出されている。（第10章参照）

令和6年争議行為発生届出者及び実情調査結果一覧表

通 知 者	組合員数	交渉事項	届出日	争議行為実施日	労働争議終結日	終結事由	争議行為
山梨民主医療機関労働組合	1,100	賃上げ、夏季一時金等	R6.2.21	R6.3.14	R6.6.26	解決	あり
山梨民主医療機関労働組合	1,100	年末一時金等	R6.10.17	R6.11.7	R6.12.5	解決	あり

第12章 労働争議の調整

1 事件の処理状況

労働組合と使用者との間で労働条件や労使関係に関する話合いが進まず、自主的な解決がどうしても困難であるとして当事者からの申請があった場合、申請に基づき労働委員会は労働争議の調整を行う。労働争議の調整方法には、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の三つがある。

令和6年中に取り扱った調整事件は、次表のとおり「あっせん」1件であった。

令和6年調整事件一覧表

事件 番号	業種	組合 員数	調整 事項	申請日	あっせん員	調整 回数	終結 区分	終結日	処理 日数
				あっせん員 指 名 日					
6-1	医療、 福祉	30	団体交渉年内開催の応諾	R6. 12. 11	(公)－ (労)－ (使)－	－	取下	R6. 12. 19	9
				－					

処理日数は申請日から終結日までの暦日数

2 事件の概要

(1) 令和6年(調)第1号あっせん事件

ア	申 請 者	X労働組合
イ	被 申 請 者	Y社
ウ	業 種	医療、福祉
エ	申 請 年 月 日	令和6年12月11日
オ	あっせん員指名年月日	—
カ	終 結 年 月 日	令和6年12月19日
キ	終 結 状 況	取下げ
ク	あっせん事項	団体交渉年内開催の応諾
ケ	あっせん員	—
コ	申請に至るまでの経過	

X労働組合は、その他の要求項目とともに、年末年始手当の支給額引き上げを求めて、Y社と1回目の団体交渉を行ったが、Y社からは同手当は現行のままとする旨の回答で支給額の引き上げができない理由等が示されることはなかったことから、同手当について2回目の団体交渉を年内に開催するよう申し入れを行った。しかし、Y社の回答は多忙を理由に年内の団体交渉はできないとされたことから、年内の団体交渉応諾の調整を求めて、X労働組合は本労働委員会にあっせん申請書を提出した。

サ あっせん申請後の経過

Y社への事前調査において、X労働組合はY社の誠実な対応を求めていることを説明したところ、Y社はX労働組合と日程調整を行い、年内に団体交渉を開催することが決定した。このことにより、X労働組合があっせんを取り下げたことから、本件は終結した。

第13章 公共職業安定所に対する争議状態に関する通報

労働委員会は、公共職業安定所に対して、事業所において同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによって、当該争議の解決が妨げられることを通報することができる。通報が行われた場合、公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者の紹介ができなくなる。

令和6年中に公共職業安定所に通報を行ったものはなかった。

第14章 個別的労使紛争に係るあっせん

第14章 個別的労使紛争に係るあっせん

1 事件の処理状況

平成13年10月に「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行され、同法第20条では、地方公共団体は、個別的労使紛争に係るあっせん等の施策を推進するよう努めることとされた。本県においては、あっせんについて、地方自治法第180条の2の規定に基づき、当労働委員会が知事の委任を受けて実施している。

令和6年中に取り扱った個別的労使紛争に係るあっせん事件は2件であり、内容については次のとおりである。

令和6年個別的労使紛争に係るあっせん事件一覧表

事件 番号	業種	あっせん事項	申請日	あっせん員	あっ せん 回数	終結 区分	終結日	処理 日数
			あっせん員 指 名 日					
5-4	教育、学習 支援業	未払い賃金及び慰謝料の支払い	R5. 10. 17	(公) 赤池幸江 (労) 窪田清 (使) 早川幸夫	1	打切	R6. 2. 8	115
			R5. 11. 6					
6-1	建設業	ハラスメント行為に係る損害賠償及び 慰謝料の支払い ハラスメント加害者への適正な処分	R6. 4. 1	(公) 齋藤雅代 (労) 杉原孝一 (使) 栗山直樹	2	打切	R6. 7. 19	110
			R6. 5. 7					

処理日数は申請日から終結日までの暦日数

2 事件の概要

(1) 令和5年(個)第4号あっせん事件

- ア 申請者 X
イ 被申請者 Y社
ウ 業 種 教育、学習支援業
エ 申請年月日 令和5年10月17日
オ あっせん員指名年月日 令和5年11月 6日
カ 終結年月日 令和6年 2月 8日
キ 終結状況 打ち切り
ク あっせん事項 未払い賃金及び慰謝料の支払い
ケ あっせん員 (公) 赤池幸江 (労) 窪田清 (使) 早川幸夫
コ 申請に至るまでの経過

Xは、発令のあった休職期間に対するY社の取扱いにより未払い賃金が発生していること、また、精神的な苦痛があるとの主張により、未払い賃金及び慰謝料の支払いを求め、本労働委員会にあっせん申請書を提出した。

サ あっせんの経過(あっせん員の対応)

第1回あっせんの際、あっせん員は、Xから未払い賃金等の支払いの代替案も引き出したが、Y社ではいずれも応ずることはできない旨の返答であった。こうしたことを踏まえ、あっせん員は、当事者双方の言い分に隔たりが大きく妥協点が見つからないと判断し、本件は打ち切りにより終結した。

(2) 令和 6 年（個）第 1 号あっせん事件

- ア 申 請 者 X
 イ 被 申 請 者 Y 社
 ウ 業 種 建設業
 エ 申 請 年 月 日 令和6年4月 1日
 オ あっせん員指名年月日 令和6年5月 7日
 カ 終 結 年 月 日 令和6年7月19日
 キ 終 結 状 況 打切り
 ク あっせん事項 ①ハラスメント行為に係る損害賠償及び慰謝料の支払い
 ②ハラスメント加害者への適正な処分
 ケ あっせん員 (公) 齋藤雅代 (労) 杉原孝一 (使) 栗山直樹
 コ 申請に至るまでの経過

Y 社に派遣されていた X は、Y 社での同僚とのトラブルをきっかけに一方的な派遣切りにあったと不満を感じ、Y 社に対し派遣契約解除についての説明を求めたが誠意のある対応が得られなかったとして、本労働委員会にあっせん申請書を提出した。

サ あっせんの経過（あっせん員の対応）

第1回あっせんの際、Y 社から解決金として具体的な金額の提示があったため、あっせん員は、X に対して提示金額を受け入れるか否か、もしくは話し合いを続けるために、あっせんの継続を希望するか検討するよう提案し、第1回あっせンを終了した。その後、X からあっせん継続の意向が示され、Y 社もこれに応じることを確認したことから、第2回あっせん期日を開催することとした。

第2回あっせんでは、あっせん員は、解決金の支払いのほか、Y 社におけるハラスメントのない職場づくりに向けた取組みを約束する条項等を内容とするあっせん案を提示し、両当事者に打診したところ、Y 社はその場で受諾したが、X は保留との回答だったため、回答期限を切って第2回あっせンを終了した。

その後、X からあっせん案を受諾しない旨の回答がなされ、これ以上の妥協点を見出すことが極めて困難で解決の見込みがないものとあっせん員が判断したことから、本件は打切りにより終結した。

3 労働相談

個別的労使紛争に係るあっせんの利用については、県中小企業労働相談所の労働相談を受けていることを前提としていたが、平成22年9月から労働委員会でも労働相談を受けることとし、労働相談からあっせんへスムーズに移行できるようにした。

令和6年中に受け付けた労働相談件数は273件であった。また、6月と個別労働関係紛争処理月間である10月に、委員による労働相談会を実施した。

令和6年労働相談件数一覧表

紛争内容	区分	相 談 ・ 助 言			
		労	使	双	計
実 件 数		266	7		273
経営又は人事		73	2		75
ア	解雇	28	1		29
イ	配置転換、出向・転籍	4			4
ウ	復職				
エ	懲戒処分	2			2
オ	退職	35	1		36
カ	勤務延長、再雇用				
キ	その他経営又は人事	4			4
賃金等		45	2		47
ク	賃金未払	22			22
ケ	賃金増額	2	1		3
コ	賃金減額	2			2
サ	一時金	4			4
シ	退職一時金	2			2
ス	解雇手当				
セ	休業手当	2			2
ソ	諸手当	6			6
タ	その他賃金	5	1		6
チ	年金(企業年金・厚生年金等)				
労働条件等		75	2		77
ツ	労働契約	16			16
テ	労働時間	13			13
ト	休日・休暇	8			8
ナ	年次有給休暇	13	2		15
ニ	育児休業・介護休業	3			3
ヌ	時間外労働	3			3
ネ	安全・衛生	5			5
ノ	福利厚生制度				
ハ	社会保険	4			4
ヒ	労働保険	5			5
フ	その他の労働条件等	5			5
職場の人間関係		99	1		100
ヘ	セクハラ	1			1
ホ	パワハラ・嫌がらせ	98	1		99
	その他	32			32
マ	その他	32			32
総 計		324	7		331

(注)・実件数は、受け付けた相談件数であり、1件の相談の中に紛争内容が複数ある場合は、それぞれの項目に計上し、その合計を延べ件数としている。
・委員による労働相談会の件数を含む。

委員による労働相談会開催状況

No.	開催日時	場所	相談者	相談員	相談概要	
1	R6. 6. 10	山梨県庁 北別館	正社員 男性	(公) 甲光 (労) 宮下 (使) 長坂	○相談者の言動が客に対する暴言と反省のない態度と判断され、会社から出勤停止処分を下された。 ○叱責された時の上司の発言はバワハラであり、出勤停止処分は他の従業員に比べて重く不当である。どのように対応したらよいか。	
2			不明 男性	(公) 甲光 (労) 宮下 (使) 長坂	○個人事業主として顧客獲得に難航し、関係機関に廃業を申し出たところ、起業時の経費について一括返済等を求められた。 ○新しい就職先も見つからず、転職できない状況であるがどうしたらよいか。	
3	R6. 6. 11		契約社員 女性 2 名	(公) 窪田 (労) 杉原 (使) 浦田	○賃金歩合制の契約社員として勤務しているが、会社からの勤務依頼が 2 週間に 1 回程度しかない。 ○賃金の最低保障はないものなのか。	
4			正社員 女性	(公) 窪田 (労) 杉原 (使) 浦田	○同僚のハラスメント行為により休職した。 ○職場復帰の受け入れ体制を確認したが、休職前と職場環境は変わっており、会社に対して環境を変えてもらうにはどうしたらよいか。	
5	R6. 6. 12		契約社員 男性	(公) 堀内 (労) 窪田 (使) 早川	○会社からバワハラやストーカーを行ったのではないかと疑われ、その後契約更新を行わない旨の通知を受けた。 ○職場は事実を隠蔽し、相談者を加害者として結論づけている。職場の隠蔽を暴露したい。	
6			パート社員 女性	(公) 堀内 (労) 窪田 (使) 早川	○国の制度が変わったことに伴い、会社からは勤務延長を求められている。 ○会社の申し出に応じなければならないのか。	
7	R6. 10. 19		山梨県立 図書館	パート社員 男性	(公) 堀内 (労) 大石 (使) 早川	○職場のトラブルが傷害事件に発展し、同僚は出勤停止などの処分を受けた。会社はできる限りの対応を行っているが、安全配慮の面からも加害者の異動を要望している。 ○会社は二重処罰になるからと応じてくれず、納得がいかない。
8				正社員 男性	(公) 堀内 (労) 大石 (使) 早川	○資格取得費用の返還を強要されたが、給与明細書が交付されず、資格取得費用を返還した際に領収証等の受領証も交付されることはなかった。 ○このようなことは許されるのか。
9				正社員 女性	(公) 齋藤 (労) 杉原 (使) 早川	○職場において嫌がらせなど人間関係のトラブルがあり、退職を考えるようになった。 ○退職しても次の職場が見つかるか不安であるし、会社に原因があるのに自己都合で退職することも納得できない。どのように対応したらよいか。
10				パート社員 男性	(公) 窪田 (労) 窪田 (使) 浦田	○同僚は仕事が早く、それに比して相談者は仕事が遅いことに悩んでいる。 ○どのように業務の効率化を図ったり、職務能力を向上させたりすればよいか。
11				正社員 女性	(公) 甲光 (労) 大森 (使) 浦田	○会社の上司からバワハラを受け、それが原因で精神疾患となり、5 か月間休職した。 ○会社に対し、収入が減ってしまった分と慰謝料を損害賠償請求したい。
12				不明 男性	(公) 甲光 (労) 大森 (使) 浦田	○これまで調理に関わる仕事を 3 か所で経験している。今年の 3 月まで働いていたが、現在、仕事が見つからない。 ○今後どうしたらよいか。
13	R6. 10. 20	河口湖 ショッピングセンター BELL	派遣社員 男性	(公) 赤池 (労) 宮下 (使) 網倉	○退職勧奨を拒むつもりでいたが、職場の作業グループのメンバーが入れ替わり、異動してきた同僚から作業ミスがあると、きつい言葉で責められ、退職も検討するようになった。 ○今後どうしたらよいか。	
14			パート社員 女性	(公) 赤池 (労) 宮下 (使) 網倉	○育児復帰後、正社員からパート（月 1 2 日勤務）への変更を余儀なくされた。今度の更新では、「月 4 日勤務」と言われており、退職を検討している。 ○退職まで有給休暇をうまく使い勤務したいが、会社から有給休暇は取れないと言われた。どのように会社と話をしていたらよいか。	

第15章 労働委員会の活性化

第15章 労働委員会の活性化

本委員会においては、専門的な労使紛争の解決機関として十分機能を発揮し、広く県民に利用されるよう、平成22年度から「山梨県労働委員会活性化のための行動計画」を策定し、これに基づき取り組みを進めている。

【令和6年の主な取り組み】

1 労働委員会制度の認知度を高める方策

- 労働委員会ホームページに「委員の動き」を掲載し、総会やイベントを実施する度に更新するなど情報発信を行った。
- 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間に合わせ、ヴァンフォーレ甲府ホームゲームにおいてオーロラビジョンに掲示したほか、甲府駅においてチラシや啓発物品の配布、県立図書館及び商業施設において労働委員会制度等を紹介するパネル展示を行った。
- 潜在的な相談ニーズに応えるため、事前予約制で委員による「労働相談会」を開催した。開催にあたっては、ポスターの作成や県広報誌、フリーペーパー、求人広告誌、県公式SNSへの掲載に加え、新聞やラジオスポット放送、ラジオ番組出演など、マスコミを通じた事前の周知にも力を入れた。

2 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策

- 最近の労働法制の動きや職場におけるハラスメント防止措置に関する研修を実施したほか、中央労働委員会が開催した研修などを委員及び事務局職員が計画的に受講し資質の向上に努めた。
- 職員の能力開発のため、労働法に関する研修などを受講した。

3 労使紛争の未然防止のための方策

- 県内高校の生徒を対象に「知っておきたい労働法の知識」をテーマとして、労働法制関係者からの要請により「労働委員会の活動内容」をテーマとした出前講座を実施した。

4 迅速・的確な審査・調整手続きを充実させるための方策

- あっせん手続きにおいて事前調査の際に、セキュリティ上支障のない範囲でウェブ会議システムによる調査を導入した。

5 個別労働紛争解決への適切な対応を促進するための方策

- メンタル不調を抱える労働者への対応力を向上させるため、県庁内の専門機関と意見交換を行った。
- 今後増加が予想される外国人労働者に対応するため、連携先と情報交換を行うとともに、本委員会で作成した労働相談に関する多言語リーフレットの配架を関係機関に依頼した。

資 料

- (資料 1) 年別・労働組合資格審査状況
- (資料 2) 年別・不当労働行為救済申立事件申立状況
- (資料 3) 年別・不当労働行為救済申立事件終結状況
- (資料 4) 年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数
- (資料 5) 年別・調整事件申請状況
- (資料 6) 年別・調整事件終結状況
- (資料 7) 年別産業別・調整事件申請件数
- (資料 8) 年別・個別あっせん事件申請・終結状況
- (資料 9) 年別・労働相談取扱件数

(資料1) 年別・労働組合資格審査状況

令和6年12月31日現在

区分 年	申請 件数	係 属 件 数	申請理由						補 正 勧 告	結果			翌 年 繰 越
			委員 推薦	不当 労働 行為	法人 登記	総会 決議	争議 調整	その他		資格 あり	資格 なし	打 取 下 げ	
S21～30	864	864	687	13		46	42	76					
31～40	646	646	614	11	12	9			25	634	1	9	2
41～50	254	256	190	51	6	7			37	212	1	40	3
51～60	137	140	100	23	9	5			3	118		21	1
61～H7	86	87	66	14	5	1			2	77		9	1
8～14	58	59	45	7	6				10	52		7	
15～24	56	56	51	3	2				3	50		6	
25	7	7	7						1	7			
26	2	2		2									2
27	6	8	6						2	6			2
28	1	3		1					1	1		1	1
29	9	10	6	2	1				2	6	1	1	2
30	3	5	2	1						2		2	1
R1	6	7	5	1						6			1
R2	2	3		2						1		1	1
R3	6	7	5	1						5		2	
R4													
R5	6	6	5	1						5			1
R6		1											1
計	2,149	-	1,789	133	41	68	42	76	(86)	(1,182)	(3)	(99)	-

(注1) 合計欄の()内の数字は昭和31年以降の合計件数である。

(注2) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料2) 年別・不当労働行為救済申立事件申立状況

令和6年12月31日現在

年	区分	申立 件数	係属 件数	申立人			申立理由								
				個人	組合	個人・組合	旧 労 調 法 第 40 号	労働組合法第7条							
								1 号	2 号	3 号	1 ・ 2 号	1 ・ 3 号	1 ・ 2 ・ 3 号	2 ・ 3 号	1 ・ 2 ・ 4 号
S21～30		21	21	6	15		5	4		1		9	2		
31～40		17	18	1	15	1		2	2	2		5	6		
41～50		46	48	1	29	16		2	1	4	2	27	6	4	
51～60		17	20		10	7			2	3		9		3	
61～H7		11	12		7	4			1	2		4	3	1	
8～14		5	7		3	2						1	4		
15～24		2	2		1	1						1	1		
25															
26		2	2		2								2		
27			2												
28		1	3		1				1						
29		2	3		2					2					
30		1	3		1										1
R1		2	3		1	1						1	1		
R2		1	3		1			1							
R3		1	3		1							1			
R4															
R5		1	1		1								1		
R6			1												
計		130	-	8	90	32	5	9	7	12	4	58	26	8	1

(注) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料3) 年別・不当労働行為救済申立事件終結状況

令和6年12月31日現在

区分 年	申立 件数	係属 件数	終結状況							繰越 し
			命令・決定					和解	取下 げ	
			処 罰 請 求	救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下			
S21～30	21	21	1		2		1	16		1
31～40	17	18						16		2
41～50	46	48		2	6		1	27	9	3
51～60	17	20		2	3	1		11	2	1
61～H7	11	12			4			5	1	2
8～14	5	7		1	1			5		
15～24	2	2						2		
25										
26	2	2								2
27		2								2
28	1	3				1		1		1
29	2	3					1			2
30	1	3						1	1	1
R1	2	3				1				2
R2	1	3							1	2
R3	1	3				1		1	1	
R4										
R5	1	1								1
R6		1								1
計	130	-	1	5	16	4	3	85	15	-

(注) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料4) 年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数

産業別 \ 年		S21 ＼ 30	31 ＼ 40	41 ＼ 50	51 ＼ 60	61 ＼ H7	8 ＼ 14	計
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業		1						1
鉱 業								
建 設 業								
製 造 業	食 料 品 製 造 業	4	1					5
	繊維工業・繊維製品製造業	6			1			7
	木材、木製品、家具装備品製造業	2		1				3
	パルプ、紙、紙加工品製造業	2						2
	出版、印刷、同関連産業			1				1
	化 学 工 業		1	2				3
	窯業、土石製品製造業			3	2			5
	金 属 製 品 製 造 業			8	1			9
	機 械 器 具 製 造 業	1	1	1	2	1		6
	そ の 他 製 造 業		3	4	2			9
電 気 、 ガ ス 、 水 道 業								
運 輸 通 信 業			1	18	5	4		28
卸 売 業 、 小 売 業		2	1	1			2	6
金 融 、 保 険 、 不 動 産 業		2	2					4
サ ー ビ ス 業	医 療 業		2	4	1	1		8
	教 育		2	3				5
	そ の 他 サ ー ビ ス		3		3	5	3	14
公 務		1						1
そ の 他								
計		21	17	46	17	11	5	117

(注) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

令和6年12月31日現在

産業別		年 15 ～ 24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業															
鉱 業															
建 設 業													1		1
製 造 業	食 料 品 製 造 業														
	繊維工業・繊維製品製造業														
	木材、木製品、家具装備品製造業														
	パルプ、紙、紙加工品製造業														
	印刷、同 関 連 産 業														
	化 学 工 業														
	窯業、土石製品製造業														
	金 属 製 品 製 造 業														
	機 械 器 具 製 造 業														
	そ の 他 製 造 業														
電気、ガス、熱供給、水道業															
情 報 通 信 業															
運 輸 業															
卸 売 業 、 小 売 業															
金融、保険、不動産業															
飲 食 店 、 宿 泊 業		1													1
医 療 、 福 祉		1					1		1						3
教 育 、 学 習 支 援 業				2		1	1				1				5
サービス業、複合サービス業								1	1	1					3
公 務															
そ の 他															
計		2	0	2	0	1	2	1	2	1	1	0	1	0	13

(注) 平成15年以降は新産業分類基準による分類

(資料5) 年別・調整事件申請状況

令和6年12月31日現在

調整事項		年	S21 ～ 30	31 ～ 40	41 ～ 50	51 ～ 60	61 ～ H7	8 ～ 14	15 ～ 24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
(申請件数)			169	155	202	126	37	12	23	1	1		1	1	1	2			2	1	1	735
賃金制	賃金増額		26	54	53	45	7	1	2													188
	一時金		2	37	49	37	12	3	5													145
	諸手当		4					1	2							1						8
	その他賃金関係		16	5		3	3	2	3		1											33
	退職一時金、年金		35	13	7	1	2	5	1										1	1		66
	解雇手当休業手当		26		2				1													29
	労働時間				10	2																12
給与以外の労働条件	休日、休暇						1												1	1		3
	作業方法の変更																					
	定年制						1				1											2
	その他労働条件		4	11	11	4		1								1			3			35
	事業休廃止操短		6	3	1																	10
経営又は人事	企業合併																					
	人員整理																					
	配置転換			2	3	1			2													8
	解雇・雇止め		20	10	19	9	4	3	11	1				1								78
	その他経営人事					1	1		3										1			6
	福利厚生																					
	団交促進		4	10	43	21	2	5	8				1	1	1				1		1	98
	事件協議制																					
組合承認活動			2		1	1	2															6
協約締結等			17	6	1																	24
その他			7	4	2	1	2		1											1		18
計			169	155	202	126	37	21	39	1	2		1	2	1	2			7	3	1	—

(注1) 平成7年までは1事件について主要な調整事項を1事項のみ記載している。平成8年からは申請のあった全ての調整事項を記載している。

(注2) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料6)年別・調整事件終結状況

令和6年12月31日現在

終結		S21 30	31 40	41 50	51 60	61 H7	8 14	15 24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
指 名 前	あっせんにおける不開始							1													1
	調停における取下げ勧告																				
	仲裁における取下げ勧告																				
	取下げ	5	10	14	6	1		1												1	38
	移管																				
指 名 後	取下げ	13	11 3	13	13	5	3	3													61 3
	打切り	22 5	36	56	45	9	4	11		1		1	1	1	1						188 5
	解決	114 8	91 3	119 1	62	21	6	7	1							1		1	2		425 12
	裁定																				
	不調	1	1																		2
	移管																				
計		154 14	148 7	202 1	126	36	13	23	1	1		1	1	1	1	1		1	2	1	713 22
翌年の繰越し		1	1			1									1			1			

(注1) 上段－あっせん 下段－調停

(注2) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

(資料7)年別産業別・調整事件申請件数

産業別 \ 年		S21 ＼ 30	31 ＼ 40	41 ＼ 50	51 ＼ 60	61 ＼ H7	8 ＼ 14	計
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業		4						4
鉱 業		6	1					7
建 設 業		5	1				1	7
製 造 業	食 料 品 製 造 業	16	4		2			22
	繊維工業・繊維製品製造業	42	58	38	6	4	1	149
	木材、木製品、家具装備品製造業	24	5	5	1			35
	パルプ、紙、紙加工品製造業	5	2					7
	出版、印刷、同関連産業	2	2	5		2		11
	化 学 工 業	1	3		2			6
	窯業、土石製品製造業	6	2	3	27	6		44
	金 属 製 品 製 造 業	8	1		3			12
	機 械 器 具 製 造 業	9	15	25	17	6		72
	そ の 他 製 造 業	8	7	4			1	20
電 気、ガ ス、水 道 業			1			1		2
運 輸 通 信 業		5	30	82	51	8	1	177
卸 売 業、小 売 業		2	7	13	2	1	1	26
金 融、保 険、不 動 産 業		4	6					10
サ ー ビ ス 業	医 療 業		1	10	3	1	1	16
	教 育	1	7	10	1		1	20
	そ の 他 サ ー ビ ス	9	1	5	11	8	5	39
公 務		12	1	1				14
そ の 他				1				1
計		169	155	202	126	37	12	701

(注) H8～14については、産業分類基準の変更に伴い7年間で集計している。

令和6年12月31日現在

産業別		年	H15 24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業																
鉱 業																
建 設 業																
製 造 業	食 料 品 製 造 業															
	繊維工業・繊維製品製造業															
	木材、木製品、家具装備品製造業															
	パルプ、紙、紙加工品製造業															
	印 刷 、 同 関 連 産 業															
	化 学 工 業															
	窯業、土石製品製造業															
	金 属 製 品 製 造 業												1			1
	機 械 器 具 製 造 業	1														1
	そ の 他 製 造 業		1													1
電気、ガス、熱供給、水道業																
情 報 通 信 業																
運 輸 業 ・ 郵 便 業		5														5
卸 売 業 、 小 売 業		5												1		6
金融、保険、不動産業																
飲 食 店 、 宿 泊 業																
医 療 、 福 祉		3						1		1			1		1	7
教 育 、 学 習 支 援 業		1		1		1										3
サービス業、複合サービス業		6							1	1						8
公 務		2														2
そ の 他																
計		23	1	1		1	1	1	1	2			2	1	1	34

(注) 平成15年以降は新産業分類基準による分類

(資料8) 年別・個別あっせん事件申請・終結状況

令和6年12月31日現在

区分		年	令和6年12月31日現在																				
		13 ～ 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計	
新規申請			3	2	1	1	1	4	7	4	1	5	9	3	1	4	3	2	7	6	4	1	69
係属件数			3	2	2	1	1	4	7	4	3	5	10	3	1	4	4	3	7	6	4	2	-
処理 状況	解決		1	1	1	1	1	1	3	2		2	1	3		1	1	2	3	3	1		28
	取下げ				1				1		2	1	2			1	1			1	1		11
	打ち切り		2					3	3		1	1	7			1			1	1		2	22
	不開始														1		1	1	3	1	1		8
産 業 別	建設業		1				1		1				1			1				2		1	8
	宿泊業		1																				1
	専門サービス業		1	1								1	1				2	1	1				8
	農業、林業				1														1		1		3
	複合サービス業				1				2				5			1			1				10
	道路旅客運送業					1													1				2
	卸売業、小売業							1	1	1	1		1					1		2			8
	医療、福祉							1	1				1	1			1	1		1	1		9
	製造業							1	2	1	1			1	1	1			1		1		10
	その他							1		2		3		2					1	1	1		11
あ っ せ ん 事 項	賃金		1			1		4				1	7	2					1	3	1		22
	一時金・退職金						2	2	1	2	1								1	4			13
	解雇、雇止め		2	1	1	1		1	3	1		2	6				1		1	1	1		22
	配置転換					1		1	1							1			1				5
	その他			1			2	5	4	4	2	3	1	2	1	3	3	2	3	6	4	1	47

(注) 1事件につき複数のあっせん事項がある場合がある。

(資料9)年別・労働相談取扱件数

令和6年12月31日現在

相談内容	年	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実件数		65	144	127	137	117	82	105	108	206	197	178	177	193	230	273
経営又は人事		16	48	54	36	33	21	39	38	70	53	51	43	56	55	75
ア 解雇		7	27	35	20	19	6	12	15	23	14	22	12	18	24	29
イ 配置転換、出向・転籍		0	4	2	1	3	1	3	5	3	3	3	1	8	4	4
ウ 復職		1	0	1	0	0	0	0	0	2	2	2	0	1	0	0
エ 懲戒処分		3	4	4	1	0	0	2	2	1	4	3	2	0	1	2
オ 退職		5	11	12	9	8	10	20	10	29	26	16	22	23	23	36
カ 勤務延長、再雇用		0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	2	0	0
キ その他経営又は人事		0	2	0	5	3	4	1	6	13	4	4	3	5	2	4
賃金等		19	59	30	48	34	34	41	17	42	40	33	31	29	43	47
ク 賃金未払		6	27	20	37	23	14	18	9	22	11	13	7	8	19	22
ケ 賃金増額		0	0	1	1	2	0	1	1	0	1	1	2	1	0	3
コ 賃金減額		4	7	1	4	1	4	7	3	6	8	1	5	5	5	2
サ 一時金		1	0	2	0	0	2	1	0	1	1	1	1	1	3	4
シ 退職一時金		4	6	5	5	5	2	4	1	5	6	3	0	3	3	2
ス 解雇手当		1	3	0	0	0	1	0	0	1	0	1	2	1	0	0
セ 休業手当		0	2	0	0	0	0	5	1	1	3	10	3	3	1	2
ソ 諸手当		0	4	1	0	0	4	1	2	3	0	0	3	2	3	6
タ その他賃金		2	10	0	0	3	7	4	0	3	10	3	6	5	8	6
チ 年金(企業年金・厚生年金等)		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0
労働条件等		19	27	35	44	30	19	20	40	55	62	53	60	67	82	77
ツ 労働契約		3	8	7	11	8	7	2	5	3	12	9	10	16	19	16
テ 労働時間		2	6	2	10	4	3	3	5	12	11	5	6	8	5	13
ト 休日・休暇		3	1	2	3	1	3	2	5	4	4	5	2	6	10	8
ナ 年次有給休暇		3	3	7	6	4	2	2	7	13	11	13	10	17	27	15
ニ 育児休業・介護休業		0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	3	3
ヌ 時間外労働		3	0	1	1	0	0	1	0	3	1	4	8	1	0	3
ネ 安全・衛生		2	1	2	0	2	1	2	1	0	5	2	6	5	4	5
ノ 福利厚生制度		0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0
ハ 社会保険		1	1	6	5	4	1	2	4	7	4	2	5	2	4	4
ヒ 労働保険		2	4	7	4	7	0	4	6	7	12	6	5	2	8	5
フ その他の労働条件等(団体交渉等)		0	2	0	3	0	1	2	7	5	1	6	7	8	2	5
職場の人間関係		11	13	20	19	22	9	15	16	40	48	43	54	58	70	100
ヘ セクハラ		0	1	4	2	4	0	0	0	4	5	5	2	1	1	1
ホ パワハラ・嫌がらせ		11	12	16	17	18	9	15	16	36	43	38	52	57	69	99
その他		16	24	19	15	14	18	15	16	27	26	19	16	22	25	32
マ その他		16	24	19	15	14	18	15	16	27	26	19	16	22	25	32
総計		81	171	158	162	133	101	130	127	234	229	199	204	232	275	331

(注) H22については、相談開始年につき、9月～12月までの4箇月間の集計

山梨県労働委員会年報

令和 6 年版

令和 7 年 3 月 発行

編集 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6 - 1 県庁北別館 3 階

電話 (055) 237-1111 (代表) 内線8754

(055) 223-1826 (直通)

(055) 223-1827 (労働相談専用)

FAX (055) 223-1828

E-MAIL roudou-iin@pref.yamanashi.lg.jp

HP <https://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/toppage.html>
